

「公文書管理法施行令」検討案

今回は、前号で案内したように、公文書管理委員会による公文書等の管理に関する法律施行令の検討案（以下、政令案）について述べます。政令案は、公文書管理法において政令委任された事項についての24項目と別表22項目で構成されています。

ところで、本年7月30日から翌月13日までに公文書管理委員会が実施した任意パブリックコメントでは総数146の個人・団体から意見が出され、このうち政令案に対するものは26個人・団体からの28件でした(右表参照)。同委員会の資料によると、政令案全般については、「一元的な文書管理システムについて政令でもきちんと触れるべき」ことや「(国立公文書館を)独立した権限を持つ組織とし行政府の外に置くべき」ことを求める意見などが出されました。また、個別事項については、行政(法人)文書ファイル等や同管理簿(第8~11、14、16の項目)に関連する意見が多く出されています。これらの項目は、本連載でも取り上げたレコード・スケジュールや中間書庫制度による文書の集中管理などいわゆるライフサイクルを通じた文書管理の成否にも影響を及ぼすものであるといえます。

任意パブリックコメントの結果

意見の対象	意見数
全般	4
第1	1
第4	1
第6	1
第8	4
第9	2
第10	2
第11	2
第14	1
第16	1
別表	7
その他	2
	(計28)



これまで繰り返し述べたように、公文書管理法は、行政機関や独立行政法人における公文書等(行政文書、法人文書、特定歴史公文書等)の適正な管理、保存や利用を図ることによって、現在と将来の国民に対する説明責任を果たすために制定されました。そして政令案は、公文書管理法による一連のシステムが実際に運用される際の歯車に相当するものであると考えられます。パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた、よりよい政令が制定されることを期待したいものです。なお、公文書管理委員会の資料によると、現在、政令案は法制化に向けた作業が行われており、本年11月中には成案が同委員会に諮問され、答申を経て「公文書等の管理に関する法律施行令」として制定されることとなります。